

## 横浜市住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の詳細をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。受付開始日や申請方法などが決定しましたのでお知らせします。（この事業は、関連する補正予算の成立が前提となります。）

### 1 対象世帯

#### ① 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割\*が非課税の世帯

\*令和2年1月1日から令和2年12月31日の収入に基づいて課税されます。

#### ② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※ いずれも、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

※ ①と②の両方の支給を受けることはできません。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

### 2 支給額

1世帯当たり10万円（支給は1回のみ）

### 3 受付期間

令和4年2月16日（水） から 令和4年9月30日（金）まで**必着**

### 4 手続き方法

郵送による手続きをお願いします。

世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

#### ① 住民税非課税世帯

##### A 世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある世帯（転入がない世帯）

対象となる世帯主の方宛てに2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。送付された「確認書（申請書）」に必要事項を記入し、添付書類とともに、返信用封筒で返送してください。

##### B 世帯の中に令和3年1月2日以降、令和3年12月10日までに市外から転入した方がいる世帯

申請書の提出が必要です。「申請書（転入用）」を受け取り、必要な書類を添付して郵送で提出してください。

## ② 家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）

申請書の提出が必要です。「申請書（家計急変世帯用）」を受け取り、必要な書類を添付して郵送で提出してください。

## 5 申請書の取得方法

2月16日（水）以降、区役所申請サポート窓口等にて配布、または、市ウェブページでダウンロード可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

## 6 お問い合わせ先

### 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（開設中）

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

※ 3者通話による外国語対応を行います。（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

メールアドレス：[support@yokohama-kyufu.jp](mailto:support@yokohama-kyufu.jp)

※ メールでのお問合せは回答まで時間がかかる場合があります。

### 申請サポート窓口（令和4年2月16日（水）～）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

【横浜市における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

### お問い合わせ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 加藤 久雄 Tel 045-671-4754